

協議会 だより

児童保育の充実・発展を
願って提言を発表しました

二〇二二年一月一七日、全国学
童保育連絡協議会（以下「全国連協」）
は「児童保育の充実で子どもたちに
豊かな放課後をく公的責任で、児童保
育の施策拡充を求める提言」を發
表しました。

全国連協が取り組んできた「児童
保育（放課後児童健全育成事業）の
拡充を求める」国会請願署名が第
二〇八国会（二〇二二年六月）で
全会一致により採択されたことか
ら、児童保育がその本来の役割を果
たすことができ、さらに充実・発展
することを願って、広く社会に発信
するための提言です。二〇二三年
四月に創設されることも家庭庁と、
二〇二二年六月に、四年ぶりに再開

された「放課後児童対策に関する専
門委員会」に、この提言が正しく反
映されることを期待します。

提言は以下の四項目についてま
め、それぞれに提言内容を添えま
した。

1. 国や市町村の基準を順守して、
「放課後児童クラブ運営指針」
にもとづく質の確保を

2. 市町村の実施責任を明確にし、
事業の根幹を担う専門性を
持った職員の専任・常勤・複
数体制の実現を

3. 子どもの育ちを保障してきた
児童保育の実績を信頼し、施
策に当事者の声の反映を

4. 第二〇八回国会で採択された
「児童保育（放課後児童健全育
成事業）の拡充を求める請願」
は国の責任で具体化を

「3. 子どもの育ちを保障してき
た児童保育の実績を信頼し、施策に
当事者の声の反映を」の項目では、
つぎのように提言しています。

○ 子どもの育ちには、子どもや家
庭の実態と願いに応じた、地域の住
民や文化との多様で豊かなかわ
り、施設や事業が求められます。学
童保育はこれまで、地域のさまま
な場所や施設、たとえば、地域の児
童館や児童遊園、図書館や公民館な
どの社会教育施設などを活用するこ
とを通じて、豊かな活動を行ってき
ました。子どもの生活が、児童保育
の施設内や学校内だけで完結するこ
となく、地域に根ざしていることが
日常であるとともに、それぞれの施
設や事業内容、取り組みの役割や理
念をお互いに尊重しながら、連携で
きるよう、施策に当事者の声を反映
させることが必要です。

○ こども家庭庁創設にあたり、学
童保育は児童館や青少年センター、
こども食堂、学習支援の場などでも

もに、「成育部門」の「相談対応や
情報提供の充実、全てのこともの居
場所づくり」に位置づけられていま
す。一方、保育所は「就学前の全て
のこどもの育ちの保障」に位置づけ
られています。児童保育は、子ども
にとって「居場所」という位置づけ
だけではなく、安心して安全に過ご
せる継続的な「生活の場」であるこ
とにも、成長・発達の間であり、人
格の形成をめぐる一助ともなってい
ます。児童保育にも「育ちの保障」
という位置づけが必要です。

○ こども家庭庁の主な事務に、「支
援部門」として、児童虐待防止、い
じめ防止及び不登校対策、子どもの
貧困対策、ひとり親家庭の支援、障
害児支援があります。児童保育では
かねてより、これらも視野に入れた
保育実践を行ってきました。指導
員はそのための知識や技能を身につ
け、専門性を高めるべく、資格付与
の研修をはじめ、さまざまな場で学
びつづけてきました。これらは直接

的には虐待、貧困の解決につながる
ないかもしれませんが、保護者の就
労等を保障すること、保護者が子
どもに接するときの気持ちのゆとりが
生まれるよう働きかけること、問
題の予防や解決の一助となり、関係
機関につなぐ役割を果たすことがで
きます。子どもを育ちを保障してき
た学童保育の実績を信頼し、施策に
学童保育関係者の声を反映させるこ
とが必要とされます。

* * *

この提言は、全国連協の実施状況
調査の記者発表で紹介したほか、厚
生労働省子ども家庭局子育て支援
課、「子ども家庭庁」創設に向けて
準備中の内閣官房「子ども家庭庁設立
準備室」、「新・放課後子ども総合プ
ラン」放課後子供教室」を所管す
る文部科学省総合政策局地域学習推
進課、学童保育に関わる議員連盟の
一つである「自由民主党学童保育
(放課後児童クラブ)推進議員の会」、
国会に議席を持つ政党・会派、厚生

労働省社会保障審議会児童部会「放
課後児童対策に関する専門委員会」
の委員、内閣官房「子ども居場所つ
くりに関する調査研究の委員」に届
けました。

「第三回児童館のあり方 に関する検討ワーキング グループ」開催

二〇二三年二月三日、社会保
障審議会児童部会「放課後児童対策
に関する専門委員会」のもとで、第
三回児童館のあり方に関するワーキ
ンググループが開催されました。

第一回ワーキンググループでは、
「本ワーキンググループの議論をど
りまとめ、専門委員会に報告する」
ことが示されています。

このたびの第三回ワーキンググ
ループでは、「資料1 今後の放
課後児童対策における児童館の役
割について社会保障審議会児童部
会 放課後児童対策に関する専門
委員会児童館のあり方に関する検

討ワーキンググループとりまとめ
(案)」（以下、とりまとめ案）が示
されました。

「とりまとめ(案)」の「はじめに」
では「令和五年度に創設される『こ
ども家庭庁』において取り組むこと
とされている『子どもの居場所つ
くり指針(仮称)』の策定に向けて、
継続的な議論が行えるよう、今後児
童館が果たすべき機能・役割等につ
いて整理を行った」と前置きしたう
えで、以下の項目が設けられていま
す。

1. 児童館の現状と課題
2. 今後の児童館のあり方
- (1) 子どもの居場所としての児童館
機能・役割の強化
- (2) ソーシャルワークを含めた福祉
的課題への対応強化
- (3) 大型児童館を中心とした、地域
における児童館全体の機能強化
- (4) 児童館の制度について

そして、「子ども家庭庁において
は、『子どもの居場所つくり』を推
進するとしている。児童館は地域に
おいて公的な性格を有する『子どもの
居場所』として確立してきた。すべて
の子どもを対象とする児童福祉施設
は他にないことにくれぐれも留意し
た上で、更に推し進めることは、各
自治体において子どもたちに安定し
た居場所を多く提供することにつな
がることを考える。その際には、今後政
府で検討される『子どもの居場所つ
くり指針(仮称)』とガイドライン
との整合性を検討する場面も必要と考
えられる」今後の『子どもの居場
所つくり』に対する子ども家庭庁の
役割に大いに期待する。また、今後
の児童館のあり方については、この
提言を踏まえて、議論を継続いた
きたい」とまとめられています。

「放課後児童対策に関する専門委
員会」は、二〇二三年三月に「専門
委員会とりまとめ(仮称)」を公表
する予定です。